

(1) 障害基礎年金



問合せ先

日本年金機構 繰上年金事務所 TEL: 0957-25-1662

(相談予約専用ダイヤル) TEL: 0570-05-4890

※国民年金加入者は、

市役所総合窓口課 保険年金班・各総合支所 地域振興課

○次の要件を満たす場合に支給されます。

1. 国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（これを初診日と言います。）があること
 ※）20歳前や、60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で日本国内に住んでいる間に初診日がある時も含みます。

2. 一定以上の障害の状態にあること。

3. 保険料納付要件

- ・初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
- ・ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

（1）初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること

（2）初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

○年金額（令和7年4月現在）

- ・障害基礎年金1級 …… 年額 1,039,625円
- ・障害基礎年金2級 …… 年額 831,700円

○障がいの認定

初診日から1年6カ月を経過した日（その間に治った場合は治った日）または20歳に達した日に障害の状態にあるか、または65歳に達する日の前日までの間に障害の状態となった場合

（※認定や等級は、手帳の有無や等級とは異なりますのでご注意ください。）

○その他（障害厚生年金）

障害厚生年金には、程度が軽い3級障害と障害手当金（一時金）制度もあります。

(2) 特別障害者手当



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

20歳以上で国民年金の障害基礎年金1級程度の重複以上の障がいがあるなど、著しい最重度の障がい状態にあるため、その支給要件・認定基準を満たした認められた場合に、日常生活に常時、特別の介護を必要とする在宅障害者の方へ支給されます。

○認定請求に必要なもの

- (1) 認定請求書 (2) 認定診断書 (3) 口座振替依頼書 (4) 同意書
(5) 承諾書 (6) 特別障害者手当所得状況届(マイナンバー記載あり※)
※マイナンバー未記載の場合は、追加で書類を提出いただく場合があります

○窓口までご持参いただくもの(現物確認または写しを控えさせていただきます。)

- (1) 印鑑(口座依頼用:認印可) (2) 申請者名義の通帳
(3) 年金受給者の方は、年金受給額が確認可能な通帳
(4) 本人、配偶者及び扶養義務者のマイナンバーがわかる書類(※)
※マイナンバーカードまたは個人番号通知カード等
(5) 障害者手帳や特定医療費(指定難病)医療受給者証等(所持者のみ)
(6) 年金を受給している場合は、「年金証書」または「年金振込通知書」

○支給月

5月、8月、11月、2月(年4回:前月までの3か月分を支給)

○手当の額(令和7年4月現在)

月額 29,590円

○不支給要件(支給中の方も資格喪失、または支給停止になります。)

- ・国等が定める施設に入所している方
- ・病院などに3か月以上入院している方
- ・本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以上ある方(所得制限額あり)

○その他

- ・認定基準は各障がいにより異なります。
- ・原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。
- ・診断書は、所定の様式があります。費用は、決定・却下に関わらず、自己負担となります。
- ・認定後は、毎年1回(8~9月)、所得制限に該当しないかを確認する所得状況届の提出が必要です。また、年4回、支給要件を満たしているかどうか確認する「現況届」の提出をお願いしています。

(3) 障害児福祉手当



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

20歳未満で重度の障がいの状態にあるため、その支給要件・認定基準を満たしたと認められる場合に、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方に支給されます。支給月は、特別障害者手当と同月です。また、認定後の所得状況届・現況届の提出についても同様です。

○認定請求に必要なもの

- (1) 認定請求書 (2) 認定診断書 (3) 口座振替依頼書 (4) 同意書
- (5) 承諾書(障者年金等を受給されている場合のみ)
- (6) 障害児福祉手当所得状況届(マイナンバー記載あり※)
※マイナンバー未記載の場合は、追加で提出いただく書類があります。

○窓口までご持参いただくもの(現物確認または写しを控えさせていただきます。)

- (1) 印鑑(認印可) (2) 児童本人名義の通帳
- (3) 本人、配偶者及び扶養義務者のマイナンバーがわかる書類(※)
※マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- (4) 障害者手帳や特別児童扶養手当の受給がわかる書類等(所持者のみ)
- (5) 年金を受給している場合は、「年金証書」または「年金振込通知書」

○手当の額(令和7年4月現在)

月額 16,100円

○不支給要件(支給中の方も資格喪失、または支給停止になります。)

- ・国等が定める施設に入所している方
- ・障がいを支給事由とする公的年金等を受給している方
- ・本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以上ある方(所得制限額あり)

○その他

- ・認定基準は、各障がいにより異なります。
- ・診断書は、所定の様式があります。費用は、決定・却下に関わらず、自己負担となります。

(4) 経過的福祉手当



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

昭和61年3月31日現在、20歳以上の福祉手当受給者で、障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当で、重度障がいのある方に支給されます。

(※旧福祉手当の対象の方のみへの支給となり、新規の認定はありません。)

○手当の額(令和7年4月現在)

月額 16,100円

(5) 児童扶養手当



問合せ先

子ども支援課子育て支援班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

ひとり親世帯などで、18歳未満の児童を養育する人（母親など）で、定められた所得などの要件を満たす人に支給されます。

令和7年4月現在

支給額	児童1人の場合	全額支給 月額 46,690円 一部支給 月額 46,680円～11,010円
	児童2人目以降の場合	「児童1人の場合」の金額に1人につき 全額支給 月額 11,030円 一部支給 月額 11,020円～5,520円 を加算
支給月		1月、3月、5月、7月、9月、11月
支給方法		金融機関への口座振込

《要件の主なもの》

- ① 父母が離婚し、父または母と生計が同じでない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害にある児童
- ④ 父または母の生死が不明な児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母の申立てによりDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ その他（棄児など）

○次のような場合は支給されません

- ・児童が児童福祉施設に入所している場合
- ・受給資格者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合
- ・受給資格者が障害年金受給者の場合は子の加算部分が、障害年金以外の公的年金受給者の場合は、その受給額が児童扶養手当額を上回る場合

○申請には、認定請求書、戸籍謄本、預金通帳、その他請求に必要な様式等が必要です。

(6) 特別児童扶養手当



問合せ先

子ども支援課子育て支援班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

心身に中度または重度の障がいのある20歳未満の児童を養育している父、母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

○申請に必要なもの

- (1) 特別児童扶養手当認定請求書 (2) 児童の就学状況についての申立書
(3) 医師の診断書 (4) 戸籍謄本 (5) 貯金通帳
(6) 同一住所地の居住者等に係る申立書

○次のような場合は支給されません。

- ・ 児童が児童福祉施設に入所している場合
- ・ 児童が障がいを理由として公的年金を受けることができる場合
- ・ 受給資格者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合

○手当の額（令和7年4月から）

- 1級（児童1人につき） …… 月額 56,800円
2級（児童1人につき） …… 月額 37,830円

※手当の等級は、手帳の等級と範囲が異なりますので、ご注意ください。

○支給月

4月、8月、11月（年3回）

○支給方法

金融機関への口座振込

(7) 心身障害者扶養共済制度



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

心身に障がいがあるために独立自活することが困難な方を扶養している保護者の方が、その生存中に毎月一定の掛金をかけ、万一のことがあった場合に、後に残された心身に障がいがある方に終身、一定の年金を支給する制度です。

○対象となる心身障がいの程度

- ①知的に障がいのある方
- ②身体障害者手帳がⅠ級からⅢ級までの方
- ③心身に永続的な障がいを持ち、その障がいの程度が①・②と同程度の方

○加入対象者

現に上記の心身障害者（児）を扶養している方で

- ・県内に住んでいること
- ・65歳未満であること
- ・特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態にあること

○年金の額（加入者が死亡または重度障がい者になった場合）

Ⅰ口加入のとき …… 月額 20,000円

Ⅱ口加入のとき …… 月額 40,000円

※加入者より先に障がいのある方（児）が死亡したときは、弔慰金（加入期間がⅠ年以上であることが条件）が支給されます。

○掛金の額

掛金の額は、加入時及び口数追加時の年度（4月1日から翌年3月31日）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて金額が決まります。